

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第五号

### 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例

#### (設置)

第一条 聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十四条に規定する聴覚障害者のための情報提供施設として、広島県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）を設置する。

#### (位置)

第二条 センターの位置は、広島市南区皆実町一丁目とする。

#### (業務)

第三条 センターは、次の業務を行う。

- 一 聴覚障害者用の録画物（以下「録画物」という。）の製作及び貸出しに関すること。
  - 二 聴覚障害者に情報を伝達するための機器（以下「情報機器」という。）の貸出しに関すること。
  - 三 聴覚障害者に対する意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号に規定する意思疎通支援をいう。）を行う者の養成及び派遣に関すること。
  - 四 聴覚障害に関する相談に応じること。
  - 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- (指定管理者による管理)
- 第四条 センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- 一 前条各号に掲げる業務を行うこと。
  - 二 センターの施設及び設備の維持及び修繕に関すること。
  - 三 その他知事が別に定める業務を行うこと。

#### (開館時間)

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第六条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の休館日以外の日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(録画物等の利用方法)

第七条 録画物及び情報機器（以下「録画物等」という。）の利用方法は、センター内における利用及び貸出しを受けた録画物等のセンター外における利用とする。

2 録画物等を利用しようとする者は、規則で定める手続を経なければならない。

3 貸出しを受けた録画物等は、複製又は他人に転貸してはならない。

(遵守事項)

第八条 センターにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

一 施設、設備若しくは備品等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。

三 指定管理者の指示に従うこと。

四 その他知事が定める事項

(禁止事項)

第九条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 寄附の募集

二 爆発物その他危険物の持込み

三 行商その他これに類する行為

四 宣伝その他これに類する行為

五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入館の制限)

第十条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターから退去することを命じることができる。

(損害賠償義務)

第十一条 センターの施設、設備又は録画物等を毀損し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。